

自立支援教育訓練給付金のご案内

主体的な能力開発を支援するため、職業訓練費用の一部を支給します！

所得要件撤廃・支給割合拡充及び支給方法緩和(一部)

見直し前

児童扶養手当受給相当の
所得要件

撤廃

受講費用の60%相当

拡充

訓練終了後に一括支給

緩和

見直し後

自立に向けた目標設定を行うこと

一部訓練※支給内容1.②で追加支給
(最大で受講費用の85%相当)

一部訓練※支給内容1.②で分割支給可

支給内容などはこちら

対象者

次のいずれにも該当するひとり親の方（事前に相談が必要です。）

- ①自立に向けた目標設定（目標達成に向けた具体的な取組計画や就労計画等）を行っている方
- ②適職に就くため、当該教育訓練が必要と認められる方
- ③過去に当該給付金を受給していない方

対象講座

- ①雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ②雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座

※①、②ともに※(1)の教育訓練給付の対象資格

支給内容

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない方
 - ①上記対象講座の①を受講する者：受講費用の60%相当額（上限 20万円）
 - ②上記対象講座の②を受講する者：受講費用の60%相当額（上限 40万円×修学年数）

※半年ごとの分割支給可

※修了後1年以内に資格取得等し、その資格を活かして就職等した場合、受講費用の25%を
追加支給（上限 20万円×修学年数）（支給合計最大 85%）

2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる方

1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※1、2のいずれの場合も12,000 円を超えない場合は支給しない。

※(1) 教育訓練給付の対象資格

在職中の方、または、原則、離職後1年以内の方で、雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて教育訓練給付を受給する場合は、専門実践教育訓練であれば2年以上、それ以外の訓練であれば1年以上）の方が対象の、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練給付指定講座の資格、特定一般教育訓練給付指定講座の資格及び一般教育訓練給付指定講座の資格

■詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。